平成２８年（フ）第６号
仙台市若林区沖野７丁目11番８号
破産者　庄子　京子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
仙台市若林区沖野７丁目11番８号
破産者　庄子　　徹
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２００２号
横浜市港北区高田東４丁目18番12号　メゾンデ　エスポワール　105
破産者　世六　佳子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１９号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目６番28号サンハイツパート６　201号室、開始決定時の住所横浜市鶴見区潮田町１丁目15番地１
破産者　美尚　孝明
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８号
神奈川県藤沢市円行１丁目10番地の10　アクアマリン湘南406号室
破産者　松澤　文子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県淡路市志筑106番地１
破産者　藏本　治美
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
兵庫県洲本市桑間533番地３
破産者　高橋　正知
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県洲本市下加茂１丁目１番34号　ルミエール下加茂101、開始決定時の住所兵庫県南あわじ市八木野原219番地３
破産者　藏本　元樹
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
福岡県田川郡川崎町大字川崎617番地の28
破産者　酒井　　司
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　三井東町団地27号
破産者　山内　義照
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２８０号
大分市大字政所3421番地の18
破産者　松井　雅哉
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９２７号
北海道恵庭市和光町２丁目８－９　Ｆ－ｓｔａｇｅ101、住民票上の住所北海道富良野市弥生町２番53号　エステーハウスⅡ205号
破産者　高橋　淳一
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１号
札幌市白石区本郷通５丁目南１番21号　ドリーム本郷205号
破産者　野々口佳世子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１６号
仙台市宮城野区新田２丁目15番47号　ロフティキャビン東仙台102
破産者　鈴木美由樹
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
山形県酒田市駅東２丁目５番地の１　美裏マンション２号
破産者　佐藤　金弥
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２９６号
群馬県前橋市下小出町１丁目４番地１　ケヤキ　マンション　501号
破産者　須田　隆司
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９７号
群馬県前橋市下小出町１丁目４番地１　ケヤキ　マンション　501号
破産者　須田　容子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６６号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２―13―13　ハイランド鳩ヶ谷105号、住民票上の住所埼玉県川口市坂下町４丁目８番６号
破産者　古川　康男
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
さいたま市中央区本町東７丁目18番24号
破産者　佐藤ミスヱ
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係